

議案第 26 号

専決処分の承認を求める件

令和 3 年度中央市一般会計補正予算（第 12 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し承認を求める。

提案理由

地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

中央市長 

令和 3 年度中央市一般会計の補正予算について

次の補正予算を別冊のとおり定める。

令和 3 年度中央市一般会計補正予算（第 12 号）

理由

地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決が必要であるが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、専決処分する。

令和3年度中央市一般会計補正予算（第12号）

令和3年度中央市一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ188,299千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,429,253千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
1 市 税	
	1 市 民 税
6 法 人 事 業 税 交 付 金	
	1 法 人 事 業 税 交 付 金
7 地 方 消 費 税 交 付 金	
	1 地 方 消 費 税 交 付 金
10 地 方 交 付 税	
	1 地 方 交 付 税
14 国 庫 支 出 金	
	1 国 庫 負 担 金
	2 国 庫 補 助 金
18 繰 入 金	
	1 基 金 繰 入 金
20 諸 収 入	
	3 雑 入
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
4,353,300	315,902	4,669,202
1,744,578	315,902	2,060,480
44,000	26,491	70,491
44,000	26,491	70,491
670,000	127,630	797,630
670,000	127,630	797,630
2,767,198	50,410	2,817,608
2,767,198	50,410	2,817,608
3,485,023	16,905	3,501,928
1,718,953	5,876	1,724,829
1,759,642	11,029	1,770,671
588,743	△352,562	236,181
568,743	△352,562	216,181
1,371,388	3,523	1,374,911
1,367,721	3,523	1,371,244
18,240,954	188,299	18,429,253

歳 出

款		項	
2 総務費		1 総務管理費	
		2 企画費	
4 衛生費		1 保健衛生費	
7 商工費		1 商工費	
8 土木費		2 道路橋梁費	
		4 都市計画費	
10 教育費		5 保健体育費	
13 諸支出金		2 基金費	
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,632,206	1,500	1,633,706
1,085,870	0	1,085,870
118,486	1,500	119,986
1,370,236	16,905	1,387,141
918,617	16,905	935,522
1,016,598	△25,678	990,920
1,016,598	△25,678	990,920
1,807,134	△11,509	1,795,625
477,592	△11,509	466,083
1,259,303	0	1,259,303
2,053,465	△6,292	2,047,173
589,863	△6,292	583,571
1,204,970	213,373	1,418,343
1,204,969	213,373	1,418,342
18,240,954	188,299	18,429,253

第2表 繰越明許費補正

変更

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額(千円)	金額(千円)
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	150,848	161,877
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	140,512	146,388